

令和5年度さいたま市後期高齢者医療事業
特別会計予算

令和5年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,198,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		15,874,438
	1 後期高齢者医療保険料	15,874,438
2 繰入金		13,236,546
	1 一般会計繰入金	13,236,546
3 繰越金		52,167
	1 繰越金	52,167
4 諸収入		34,849
	1 延滞金、加算金及び過料	3,001
	2 償還金及び還付加算金	31,000
	3 預金利子	1
	4 雑入	847
歳入合計		29,198,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		175,380
	1 総務管理費	112,305
	2 徴収費	63,075
2 後期高齢者医療広域連合納付金		28,991,462
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	28,991,462
3 諸支出金		31,000
	1 償還金及び還付加算金	31,000
4 予備費		158
	1 予備費	158
歳 出 合 計		29,198,000

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書等印字製本封入封緘業務	令和5年度から 令和6年度まで	34,837